

野田市木造住宅耐震診断費及び耐震  
改修工事費補助金交付規則の一部を改  
正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第17号

野田市木造住宅耐震診断費及び耐震改修工事費補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市木造住宅耐震診断費及び耐震改修工事費補助金交付規則（平成20年野田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改める。  
別表の2の項中

「

次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 高齢者等世帯に属する者 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、750,000円を限度とする。
- (2) 低所得者世帯に属する者 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、750,000円を限度とする。
- (3) 高齢者等世帯かつ低所得者世帯に属する者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、750,000円を限度とする。
- (4) 上記のいずれにも該当しない世帯に属する者 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、250,000円を限度とする。

を

」

「

補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、1,000,000円を限度とする。

に改める。

」

別表の備考を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。